資料－１

全国健康関係主管課長会議資料

平成２３年２月４日(金)

於：中央合同庁舎第５号館　低層棟講堂

厚 生 労 働 省 健 康 局
総 務 課
生 活 習 慣 病 対 策 室

目　　　次

1．生活習慣病対策について ……………………………………………………… 1

（１）生活習慣の改善に向けた国民運動の展開 ………………………………… 1

（２）健康増進施策（健康増進事業等）の推進 ………………………………… 1

（３）慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）について ………………………………… 2

（４）糖尿病対策について ……………………………………………………… 2

（５）女性の健康づくり対策の推進 …………………………………………… 3

2．各分野の施策について ………………………………………………………… 4

（１）栄養施策・食育の推進について ………………………………………… 4

（２）運動施策について ………………………………………………………… 5

（３）たばこ対策について ……………………………………………………… 6

（４）アルコール対策について ………………………………………………… 7

１．生活習慣病対策について

（１）生活習慣の改善に向けた国民運動の展開

（国民運動の今後の展開等について）

平成１２年度から取り組んでいる「健康日本２１」については、平成２４年４月を目途に最終評価報告書をとりまとめる予定としているところである。また、併せて平成２５年度以降の新たな国民健康づくり運動についても検討を開始することとしており、検討状況等については、適宜情報提供を行ってまいりたい。

（健康づくりにおけるボランティアやＮＰＯ等の活動事例の収集について）

健康づくりにおいては、個人の行動変容を促すことが課題であり、単なる知識の普及にとどまらず、行動変容を促すため、ボランティア等の実践的な予防活動の果たす役割は重要なものとされてきた。

今般、「新しい公共」の考えが提示されたところであり、健康づくりにおいてもボランティア等の自由かつ主体的な発想に基づく活動を取り入れていくことが求められる。

このため、平成２３年度よりボランティアで健康づくりに取り組む公益法人やＮＰＯ法人を対象に、健康づくりに関する活動について公募する「実践的な予防活動支援事業」を開始することとした。公募要項等について、後日送付することとしているので、地方公共団体においても本事業についての関係者への周知をお願いする。

厚生労働省としても、本事業により事例の収集及びその効果の検証を行い、平成２５年度以降の新たな国民健康づくり運動に役立てたいと考えている。

（２）健康増進施策（健康増進事業等）の推進

（健康増進法に基づく健康増進事業について）

平成２０年４月より、医療保険者として行う特定健康診査・特定保健指導以外に、市町村においては、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等の健康増進法に基づく健康増進事業を実施しているところである。

平成２３年度においては、

①平成２２年６月から５回にわたり開催された「慢性閉塞性肺疾患（COPD）の予防・早期発見に関する検討会」での議論を踏まえ、集団健康教育のメニューとして「慢性閉塞性肺疾患（COPD）健康教育」を追加する。

②個別健康教育について、これまでは特定健康診査又は健康診査の結果から対象者を選定することとしていたところであるが、これに加え、市町村等の実施した各種検査結果等からも対象者を選定できる。

こととする予定である。なお、実施要領の改正案等については、できるだけ早期に担当部局宛提示する。

都道府県においては、地域・職域連携推進協議会等を通じて医療保険者と連携し、市町村が実施する健康増進事業と特定健康診査・特定保健指導との連携が円滑に進むよう引き続き支援をお願いする。

（地方財政措置（ヘルスアッププラン）の活用）

平成１４年度から、地方公共団体の健康づくり・疾病予防対策について、地方健康増進計画の策定、住民健康・栄養調査等の実施、４０歳未満の青壮年層に対する健康診査、健康教育等の実施、健康づくり支援のためのマンパワーの確保などを柱とする地方財政措置が講じられており、平成２３年度においても引き続き措置される予定であるので、積極的な事業の推進をお願いする。

また、市町村における健康増進計画の策定や健康づくり事業の推進についても、当該地方財政措置を活用した取組を促すとともに、管内の市町村の健康課題等についての情報提供、保健所におけるデータの分析・評価、市町村が行う調査や計画策定に係る指導助言等の支援をお願いする。

（３）慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）について

平成２１年７月から８月にかけて開催された「慢性疾患対策の更なる充実に向けた検討会」において、系統的な取組がなされていない慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）などは、患者のニーズを検証しつつ施策のあり方を検討していくが必要等、様々なご意見を頂いた。

こうしたことから、平成２２年６月から１１月にかけて、「慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の予防・早期発見に関する検討会」を開催し、慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の予防・早期発見に主眼をおいた具体的対策について検討を頂き、同年１２月２２日にその予防から早期発見、適切な医療提供までの一連の施策についての提言が取りまとめられたところ。

今後は、こうした提言を踏まえ、厚生労働省としても、様々な健康増進に関する機会を活用して、慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の普及啓発に取り組み、その対策に努めることとしているところであり、地方公共団体においても、積極的な取り組みをお願いする。

（４）糖尿病対策について

糖尿病対策を更に推進するため、発症予防対策及び重症化予防対策を強化することとしている。

具体的には、糖尿病の発症予防対策の強化として「歩くこと」や「適切な食生活」といった糖尿病予防において重要な基本的な健康づくりへの取組を、日常生活の中から国民に浸透させていくことを目的として、

①健康づくりの国民運動を、民間企業等と連携し、職域における取組や企業の経済活動等を通じて、推進する。

②地方自治体において、飲食店における栄養成分表示の促進やヘルシーメニ

ューの提供、気軽に運動できる体験機会の提供等、糖尿病予防対策を支援する環境整備を行う。

また、糖尿病の重症化予防対策の強化として

①糖尿病の専門病院と一般の診療所との診療連携体制を構築するため、都道府県における、

・診療連携体制のあり方の検討、

・連携体制構築のための医療機関に対する説明会等の開催、

・適切な食事・運動療法を診療所においても受けられるよう診療所の看護師や管理栄養士等と専門病院の糖尿病療養指導士との連携強化等の支援

などの実施。

②診療所における栄養指導の体制を強化するため妊娠・出産等により、職場を離れた在宅の管理栄養士に対するスキルアップ研修を行い、病気が悪化する前に身近な診療所で栄養指導を受けられる体制の整備

などの取組を新たに実施していくこととしており、これらの事業が円滑に進むよう御協力を御願いする。

（５）　女性の健康づくり対策の推進

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を過ごすことができるよう、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援する必要がある。

自治体が既に実施している取り組みや昨年度実施した女性の健康支援対策事業における取り組みを集約し、ホームページで女性の健康づくり対策の事例として啓発し、女性の視点を取り入れた健康づくりを推進している。

また、毎年３月１日から３月８日の「女性の健康週間」を活用し、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体が一体となって、各種の啓発活動及び行事等を展開することとしており、引き続き、運動推進への協力をお願いする。

２．各分野の施策について

（１）栄養施策・食育の推進について

栄養・食生活は、多くの生活習慣病と関連が深く、生活の質との関連も深いことから、健康・栄養状態の改善を図るとともに、良好な食生活を実現するための個人の行動変容を促すこと、及び個人の行動変容を支援する環境の確保が必要である。

そこで、栄養・食生活に関する知識の普及啓発、科学的根拠に基づく栄養施策の推進、管理栄養士等による栄養指導の実施、管理栄養士等の人材育成を柱として栄養施策を推進している。

（健康づくりのための食育の推進について）

近年の国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育の推進が重要である。このため、食育基本法（平成17年法律第63号）及び食育推進基本計画に基づき、都道府県及び市町村においては、健康増進計画等との整合性を図りつつ、食育の推進を実施しているところである。現在、内閣府において、食育推進基本計画の見直しが行われており、平成23年度から27年度までの５年間を対象とした基本計画が平成22年度末に示される予定である。

毎年実施している「食生活改善普及運動」については、健康増進の総合的な推進を図る観点から、平成23年度も９月の「健康増進普及月間」にあわせ実施することとしており、それぞれの地域の特性を勘案の上、効果的な運動の推進をお願いしたい。

（管理栄養士等による栄養指導の実施について）

平成23年度においては、糖尿病対策を更に推進するために、発症予防対策と重症化予防対策の両面の強化をすることとしている。

予防対策としては、「糖尿病予防戦略事業」として、飲食店が行う栄養成分表示やヘルシーメニューの提供の促進など、健全な食習慣を形成するための環境整備に資する取組を実施する都道府県、保健所設置市及び特別区を補助対象とし、平成23年度予算案において37百万円を計上しているところである。なお、申請件数が多数あった場合には、事業内容を精査し予算額内で補助する予定である。

重症化予防については、栄養ケア・ステーションの機能強化を図るため、委託事業により地域特性や個々の患者の状態に応じた栄養指導を行う在宅管理栄養士のスキルアップ研修を行い、身近な診療所における栄養指導の体制を強化することとしていることから、各都道府県の栄養ケア・ステーションの活用について御協力をお願いする。

（管理栄養士等の人材育成について）

地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善のため重要な役割を担う行政栄養士は5,451人（平成22年度）となっており、この10年間で約2,000人の増加となっている。管理栄養士等の配置については地方交付税措置を講じているところであり、引き続き、行政栄養士の配置を含め必要な体制の整備等に特段の御配慮をお願いする。また、行政栄養士の役割の重要性に鑑み、行政栄養士業務に関する担当者会議を平成23年７月下旬に実施する予定である。なお、「地域保健対策検討会」での議論を踏まえ、行政栄養士による栄養改善の業務指針の見直しを行うこととしている。

「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の活用を踏まえ、特定給食施設の指導及び栄養管理についての通知を見直し、本年度末中に発出の予定である。

第25回管理栄養士国家試験については、平成23年３月20日に実施されることから、各種事務手続の速やかな実施とともに、受験者及び養成施設への指導等をお願いする。「管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）」の見直しについては、平成22年12月に改定検討会報告書がとりまとめられたところであり、改定されたガイドラインは第26回管理栄養士国家試験（平成24年3月実施予定）から適用することとしている。

また、調理師の資質の向上の観点から、調理師養成施設の教育目標の明確化等のカリキュラムの充実を図るため、調理師養成施設指導要領の改定に向けた検討を平成23年度に行う予定である。

（国民健康・栄養調査について）

平成21年に実施した国民健康・栄養調査の結果の概要を平成22年12月７日に発表したところであり、報告書についても本年度中に公表予定である。平成23年度の国民健康・栄養調査については、例年どおり11月に調査を実施し、次期国民健康づくり運動の計画策定に資する基本項目を把握する予定であるので、御協力をお願いする。

（２）運動施策について

糖尿病を始めとする生活習慣病の予防には、適度な運動を生活習慣として定着させていくことが重要である。

このため、科学的根拠に基づく運動施策の推進、運動習慣の定着に必要な知識の普及及び運動実践の場の提供を中心に施策を推進しているところである。

（運動基準及び運動指針について）

身体活動・運動と生活習慣病予防に関する新たな知見を踏まえ、平成１８年７月、「健康づくりのための運動基準２００６」、「健康づくりのための運動指針２００６～エクササイズガイド～」を策定した。

運動基準においては、健康づくりのために必要な身体活動・運動に関するエビデンスとして、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防を目的とした望ましい身体活動・運動及び体力の基準を示している。

また、エクササイズガイドにおいては、運動基準に基づき国民が健康的な生活を送るためにはどれだけの運動や身体活動を行えば良いのか、また、現在の活動量や体力に応じてどのような運動や身体活動を行えば良いのかを具体的に示し、健康づくりの普及啓発のツールとして活用を図っているところである。平成２３年度においては、平成１８年の策定後に集積された新たな知見を踏まえた改定及び対象者別の指針の作成を目的とした改定を行うこととしている。

都道府県等においても、引き続き、運動基準及びエクササイズガイドの活用を図られたい。

（運動実践の場の提供について）

健康づくりのための運動等を安全かつ適切に行うことができる施設を「健康増進施設」（運動型、温泉利用型、温泉利用プログラム型の３種類）として認定している。（平成２２年１２月７日現在、運動型３５５施設、温泉利用型２４施設、温泉利用プログラム型３４施設　）

また、これらの施設においては、運動指導の専門家による運動指導等が行われているところである。

今後とも、特定保健指導を始めとする生活習慣病予防対策における運動指導の担い手として、健康増進施設の活用を図られたい。

（３）たばこ対策について

たばこが健康に悪影響を与えることは明らかとなっており、がん、循環器病等の生活習慣病を予防する上で、たばこ対策を進めることは重要な課題である。

このため、平成１２年から推進している「健康日本２１」において、

①喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及

②未成年者の喫煙の防止

③公共の場や職場での分煙の徹底及び効果の高い分煙についての知識の普及

④禁煙を希望する者に対する支援プログラムの普及

の４つを柱とし、総合的なたばこ対策を進めている。

平成１５年５月には、健康増進法が施行され、受動喫煙による健康への影響を踏まえ、多数の者が利用する施設について、受動喫煙を防止する措置を講ずるよう努めなければならないこととされたところである。

また、平成１６年６月に批准した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（以下「ＦＣＴＣ」という。）（平成１７年２月発効）に基づき、たばこ対策関係省庁連絡会議を設置し、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進することとしたところである。

ＦＣＴＣに基づく「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」を受けて、厚生労働省では、受動喫煙防止対策をより一層推進するため、「公共的な空間については、原則として全面禁煙」等の「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書（平成２１年３月）」が取りまとめられたことを踏まえ、平成２２年２月２５日に、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方

向性として、多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべきこと等を記した健康局長通知を発出したところである。

また、平成２２年１１月に開催された第４回締約国会議において、「たばこ製品の含有物等の規制に関する暫定ガイドライン」、「教育・情報発信・啓発等に関するガイドライン」、「たばこ依存に関する治療や禁煙に関するガイドライン」の３件が採択され、更なるたばこ対策の推進を求められている。

「健康的な生活習慣づくり重点化事業（たばこ対策促進事業）」については、平成２３年度予算案では、４１百万円計上したところである。

各都道府県、保健所設置市、特別区においては、地域のたばこ対策関係者との連携の下、喫煙率が上昇傾向にある２０～３０歳代の女性をターゲットとした禁煙対策や、禁煙成功者を中心とした「禁煙普及員」による草の根的な禁煙・受動喫煙に関する普及啓発活動などの実施により、たばこ対策の更なる推進をお願いする。

また、たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、平成２２年１０月に１本あたり３．５円の税率引上げが行われたところである。平成２２年１２月１６日に取りまとめられた平成２３年度税制改正大綱においては、「平成２４年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます」と記載されたところである。厚生労働省としては引き続きたばこ税の引き上げを要望していくこととしている。

（４）アルコール対策について

多種多様なアルコール飲料が販売されるとともに、飲酒機会が増大する中で、アルコールに起因する様々な事柄が社会問題となっている。

アルコール対策としては、平成１２年から「健康日本２１」において、

①１日に平均純アルコールで約60gを超え多量に飲酒する人の減少、

②未成年者の飲酒をなくす、

③「節度ある適度な飲酒」としては１日平均純アルコールで約20g程度である旨の知識を普及することを目標として掲げ取組を推進している。

また、国際的な流れとして、平成２２年５月の第６３回ＷＨＯ総会において「アルコールの有害な使用を軽減するための世界戦略」が採択された。本戦略の中では、アルコールの有害使用のモニタリングやサーベイランスの重要性が強調されており、厚生労働省としては、本戦略を踏まえ、アルコール対策を更に推進することとしている。

都道府県等においては、こうした国際的な状況を勘案しながら、平成２０年４月に発出した事務連絡「アルコールの影響と適度な飲酒について」等を活用するなど、更なるアルコール対策に努められたい。